

回覧

平成27年度 年末の交通事故防止運動

【実施期間】

12月11日（金）から20日（日）までの10日間

【スローガン】

「無事故で年末 笑顔で新年」

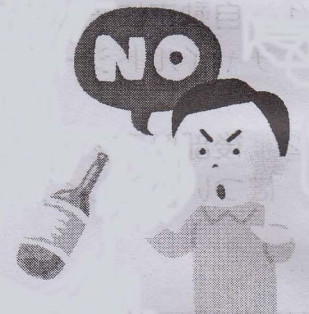
【重点】

1. 飲酒運転の根絶

- ① 「これくらいなら」、「少しの距離だから」という安易な気持ちが、一生かかっても償えない悲惨な事故を引き起こしますので、飲酒運転は絶対にやめましょう。
- ② 飲酒を伴う会合等には自動車を運転したり、自転車に乗っていくのをやめましょう。
- ③ 車両を運転する人には、絶対に酒類を提供しないようにしましょう。

☆飲酒運転等に対する罰則

態 様	懲 役	罰 金
酒酔い運転	5年以下	100万円以下
酒気帯び運転	3年以下	50万円以下
呼気検査拒否	3月以下	50万円以下



☆飲酒運転幫助行為に対する罰則

態 様	懲 役	罰 金	※たとえば自分が飲酒運転をしていなくても、飲酒運転を知りながら、その者に車を貸したり、お酒を提供したり、同乗してはいけません。
車両提供(酒酔い)	5年以下	100万円以下	
〃 (酒気帯び)	3年以下	50万円以下	
酒類提供(酒酔い)	3年以下	50万円以下	
〃 (酒気帯び)	2年以下	30万円以下	
同 乗 (酒酔い)	3年以下	50万円以下	
〃 (酒気帯び)	2年以下	30万円以下	

※ 12月は、「飲酒運転根絶強化月間」です。

回覧(裏面に続く)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 年末の交通事故防止運動の詳しい取り組みは、藤沢市のHPで閲覧できます。

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/bouhan/index.shtml>



大※